

「死亡に伴う手続に係る実態調査」のフォローアップ調査の結果

！ 背景と目的

- 平成31年に内閣官房情報通信技術総合戦略室（当時）と連携し、一度提出された情報を再度提出させないワンスオンリーの観点から、死亡に伴い資格等を喪失した事実を届け出る手続（死亡に関する届出が必要な手続）について「死亡に伴う手続に係る実態調査」を実施
- 同調査の結果を踏まえ、他の手続で登録された死亡情報を参照できるものの、死亡に関する届出の省略が認められていない手続については、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月閣議決定）において、死亡に関する届出を省略可能とすることが明記
- 今回、同調査のフォローアップとして、これらの届出を中心に、地方公共団体の現場における省略可能な仕組みの定着状況を把握するとともに、死亡の事実を証する書類の添付省略についても現場の実態を把握

📄 調査結果

「デジタル・ガバメント実行計画」において、死亡に関する届出を省略可能とすることなどとされた15手続について、地方公共団体の現場を实地調査

【死亡に関する届出について】

省略可能な仕組みが地方公共団体の現場で定着していなかった実態あり

【死亡の事実を証する書類について】

法令等で添付が求められているが、調査対象とした地方公共団体では、死亡の事実が担保されれば、添付を求めなくても支障は生じないとする実態や、法令等では添付が省略等できるにもかかわらず、省略等が可能な仕組みが地方公共団体の現場で定着していなかった実態あり

《他の地方公共団体の参考となる取組》

死亡情報を直接参照できない等のため死亡に関する届出を省略することは困難などとする地方公共団体がある一方で、関係機関による情報共有により、死亡情報の参照が可能となる場合に、同届出を省略している地方公共団体もあったため、参考となる取組を整理

☑ 各手続所管府省における対応

【死亡に関する届出について】

- ✓ 地方公共団体に対し、届出が省略できることを会議、マニュアルなどで周知予定（15手続）

【死亡の事実を証する書類について】

- ✓ 添付を不要とする対応を予定（1手続）
- ✓ 地方公共団体に対し、添付が省略等できることを会議、マニュアルなどで周知予定（6手続）

調 査 の 結 果

(結 果 報 告 書)

目 次

1	本調査の背景	1
(1)	死亡に伴う手続に係る実態調査等について	2
(2)	本調査の趣旨	4
2	調査結果	4
(1)	死亡に関する届出等についての調査結果	4
(2)	届出を省略可能とするため他の地方公共団体に参考となる取組	12
3	まとめ	15
	資料編	16
	手続 A：児童扶養手当受給者死亡の届出	17
	手続 B：被爆者死亡の届出（医療特別手当）	19
	手続 C：被爆者死亡の届出（介護手当）	21
	手続 D：介護保険資格喪失の届出	23
	手続 E：障害年金、遺族年金の受給者死亡の届出（予防接種）	25
	手続 F：身体障害者手帳返還届	27
	手続 G：特別障害者手当（障害児福祉手当）受給者死亡の届出	29
	手続 H：特別児童扶養手当受給者死亡の届出	31
	手続 I：被認定者の死亡の届出（公害健康被害補償）	33
	手続 J：遺族補償費が支給されなくなる場合の届出（公害健康被害補償）	35
	手続 K：児童手当受給事由消滅の届出	37
	手続 L：児童扶養手当受給資格喪失の届出	39
	手続 M：特別児童扶養手当受給資格喪失の届出	41
	手続 N：資格喪失の届出（国民健康保険）	43
	手続 O：資格喪失の届出（後期高齢者医療）	44

1 本調査の背景

人の死亡に伴い、遺族等¹は、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 86 条の規定により、死亡の事実を知った日から 7 日以内に、死亡の届出（以下「戸籍法に基づく死亡届」という。）を市区町村に対し、提出することとなっている。

戸籍法に基づく死亡届が市区町村に提出されると、市区町村では死亡した者を除籍するとともに、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条の規定により住民基本台帳²から当該者の住民票を消除することとなる。実際には、各市区町村が活用している住民基本台帳電算処理システム（以下「住基システム」という。）上で世帯から消除する処理が行われる。

また、死亡に伴い資格等を喪失する場合、個別法令等に基づき、故人が資格等を喪失した事実を届け出ること（以下「死亡に関する届出」という。）が遺族等に求められる場合がある。

ただし、住基システムと、市区町村の各制度担当課がその所管業務で使用する電算処理システム（以下「業務システム」という。）との間で、住民に係る各種情報が連携している場合、当該制度担当課で、死亡した者の情報（以下「死亡情報」という。）を参照することにより、個別手続における資格喪失等の要件を確認することが可能であるため、遺族等による死亡に関する届出を省略しても支障がないものとなっている（図 1 参照）。

当省では、平成31年に内閣官房情報通信技術総合戦略室³（以下「IT 室」という。）と連携し、一度提出された情報を再度提出させないワンスオンリーの観点から、死亡に関する届出が必要な手続について、「死亡に伴う手続に係る実態調査」（以下「実態調査」という。）を実施した。

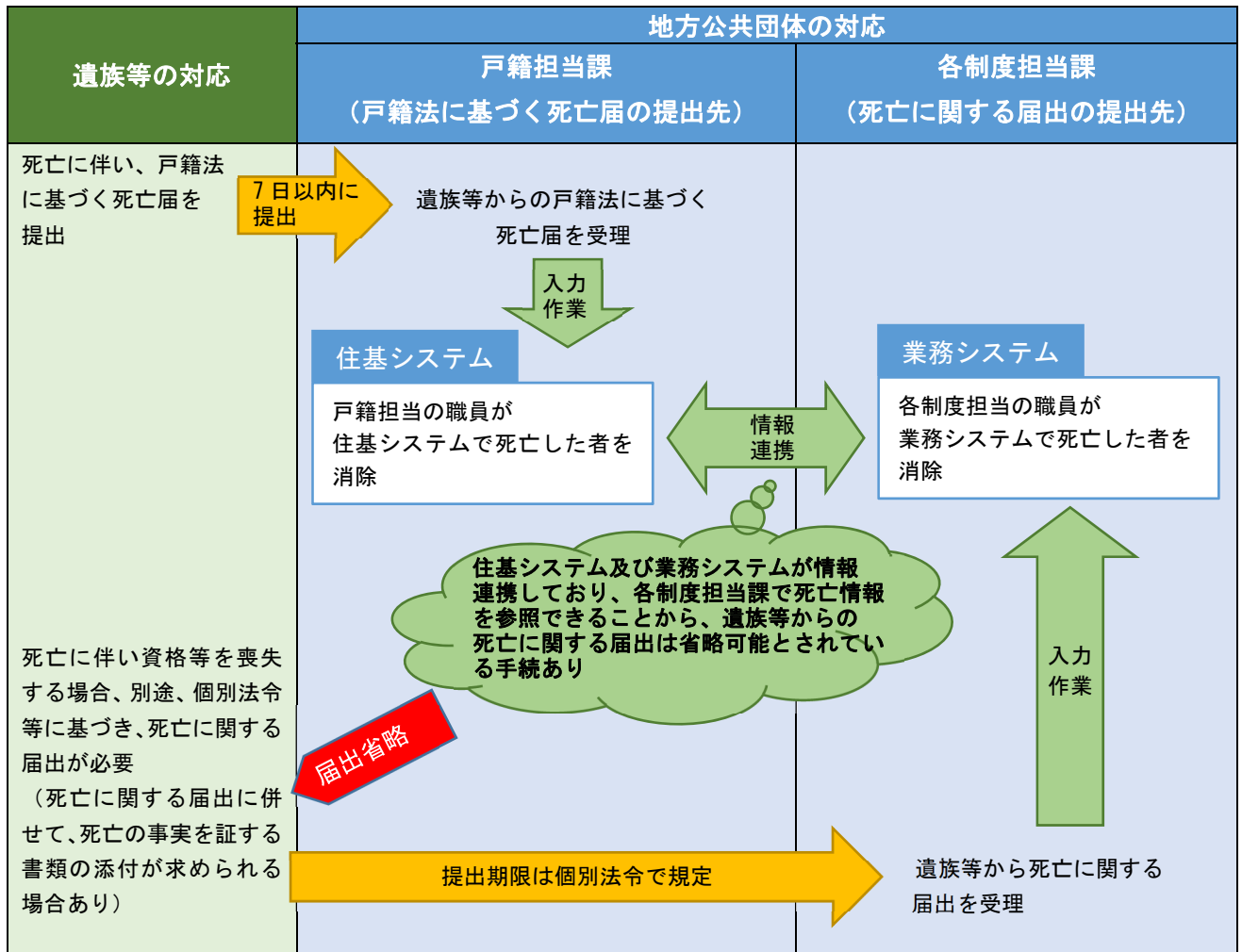
本調査は、実態調査のフォローアップとして、死亡に関する届出について、各手続所管府省による省略可能とする対応の取組状況、地方公共団体の現場における省略可能となっている仕組みの定着状況等を把握し、あわせて、死亡に関する届出で添付が求められている死亡の事実を証する書類についての現場の実態等も把握したものである。

¹ 戸籍法第 87 条の規定により、同法第 86 条の規定による届出（戸籍法に基づく死亡届）は、同居の親族、家主、土地の管理人等が届け出なければならないとされ、また、同居の親族以外の親族、後见人等も届け出ることができるとされており、本報告書では、これらの者を「遺族等」としている。

² 住民基本台帳法第 6 条の規定により、市区町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならないとされており、同法第 7 条の規定に基づき、住民票には、i) 氏名、ii) 出生の年月日、iii) 男女の別、iv) 住所等を記載することとなっている。

³ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）の事務局の役割を果たし、IT の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に係る総合調整等を行っていた。デジタル庁の設置に伴い廃止された。

図1 死亡時における一般的な手続の関係図



(1) 死亡に伴う手続に係る実態調査等について

IT室では、平成29年1月に行政手続等の棚卸調査を行い、「死亡・相続」に関連する手続について把握した。この死亡・相続に関する手続のうち死亡に伴う手続⁴について、平成30年10月19日に開催された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）新戦略推進専門調査会デジタル・ガバメント分科会において、行政手続の見直しに資するために調査を行うこととされ、IT室及び当省が連携して、実態調査を実施した⁵。

前述のとおり、住基システム及び業務システムが情報連携している場合など、同一市区町村内の各制度担当課で死亡情報を参照することにより、個別手続における資格喪失等の

⁴ これらの死亡に伴う手続には申請と届出があり、i)「申請」とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号）、ii)「届出」とは、行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）（同法第2条第7号）とされている。

⁵ 平成31年3月27日付けの調査結果が、同年4月18日開催の各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の資料として、IT室のホームページ（政府CIOポータル）で公表された。

要件確認が可能であるときには、死亡に関する届出を省略しても支障がないものとなっている。実態調査では、一度提出された情報を再度提出させないワンスオンリーの観点から、個別手続の死亡に関する届出について各手続所管府省に省略可能か否か確認を求め、その分析を行った。

その結果、死亡に伴う手続である 149 手続のうち、死亡に関する届出が必要な 67 手続を調査対象とし、以下の 3 類型に分類した。

- ・ 類型 i : 他の手続で登録された死亡情報を参照できるものの、死亡に関する届出の省略は認められていないもの (11 手続)
- ・ 類型 ii : 他の手続で登録された死亡情報を参照することにより、死亡に関する届出は省略可能となっているもの (21 手続)
- ・ 類型 iii : 他の手続で登録された死亡情報を参照できないこと等から、死亡に関する届出の省略は認められていないもの (35 手続)

その後、実態調査の結果を踏まえ、「死亡・相続ワンスストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ 2018」(平成 31 年 4 月 18 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定)、「死亡・相続ワンスストップサービスこれまでの取組と今後の方針」(令和 2 年 3 月 17 日内閣官房 IT 総合戦略室)において、類型 i の 11 手続を見直しの対象とすることなどとされた。さらに、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年 12 月 20 日閣議決定)において、「財務省、厚生労働省及び環境省は、行政手続の見直しに向けて、総務省行政評価局の分析の結果、他の手続で登録された死亡情報を参照⁶できるものの、死亡に関する届出の省略を認めていない行政手続について、2019 年度(令和元年度)内に届出省略の可否等、見直しの方針について結論を得る。また、当該方針を踏まえ、必要に応じて順次制度改正を行う」とされ、翌年の「デジタル・ガバメント実行計画」(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)においては、「死亡に関する届出の省略を認めていない行政手続について、各府省中長期計画に基づき、当該届出の提出を省略可能とする対応を行う」とされた(以下、令和元年及び 2 年改定の「デジタル・ガバメント実行計画」を「デジガバ実行計画」という。)

⁶ 他の手続で登録された死亡情報を参照できる場合として、各手続所管府省は、i) 庁内の業務システム間の情報連携、ii) 住民基本台帳ネットワークシステムの住民情報を照合、iii) 地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供等を示しており、この場合、死亡情報が参照できることから、死亡に関する届出が省略できるとしている。本章では、まとめて「他の手続で登録された死亡情報を参照」と表記したが、資料編においては、各手続所管府省が示す方法で制度概要等を整理した。

(2) 本調査の趣旨

日本における年間死亡者数や一人暮らしの高齢者数は増加傾向にあるほか、配偶者も高齢である場合、親族が遠方に住んでいる場合なども増え、死亡に伴う手続の負担は一層増加することが想定される。しかし、①デジガバ実行計画で死亡に関する届出を省略可能とする対応を行うこととされているが、各手続所管府省の対応状況は必ずしも明らかになっておらず、実際に地方公共団体において死亡に関する届出を求めている手続がみられる、②死亡に伴う手続の簡素化等を求める行政相談が引き続き寄せられているなどの実態があり、遺族等の負担の軽減に結び付いていない状況がみられる。

このような状況を踏まえ、今回、遺族等の更なる負担軽減を図るために、実態調査のフォローアップとして、死亡に関する届出について、各手続所管府省による省略可能とする対応の取組状況⁷、地方公共団体の現場における省略可能となっている仕組みの定着状況⁸等について調査することとした⁹。また、死亡に関する届出によっては、届け出る際に死亡診断書の写しなどの死亡の事実を証する書類の添付が求められることから、その添付の省略が可能か否か¹⁰についても併せて調査した。

2 調査結果

(1) 死亡に関する届出等についての調査結果

実態調査で対象とした 67 手続について、省略を可能とする対応がとられているかとの観点（図 2 の観点ア）から、その後の状況を各手続所管府省に確認した結果は、以下のとおりである。

- ① 類型 i（11 手続）は、11 手続全てにおいて、他の手続で登録された死亡情報を参照することにより、死亡に関する届出を省略可能とする対応がとられている。
- ② 類型 ii（21 手続）は、現在も、他の手続で登録された死亡情報を参照することにより、死亡に関する届出を省略可能とする対応がとられている。
- ③ 類型 iii（35 手続）は、現在も、他の手続で登録された死亡情報を参照できないこと等から、死亡に関する届出の省略が認められていない。

上記の状況を踏まえ、今回、他の手続で登録された死亡情報を参照することにより、死亡に関する届出が省略可能となっており、かつ提出先が地方公共団体である 15 手続（表 1 の手続 A～O）を実地調査の対象とし¹¹、省略可能となっている届出の仕組みが地方公共団体の現場で定着しているかとの観点（図 2 の観点イ）から調査を行った。あわせて、死亡

⁷ 財務省、厚生労働省及び環境省並びにデジガバ実行計画策定後に設置されたこども家庭庁の 4 省庁を対象に調査を行った。

⁸ 14 都道府県、60 市区町村及び 2 後期高齢者医療広域連合を対象に調査を行った。

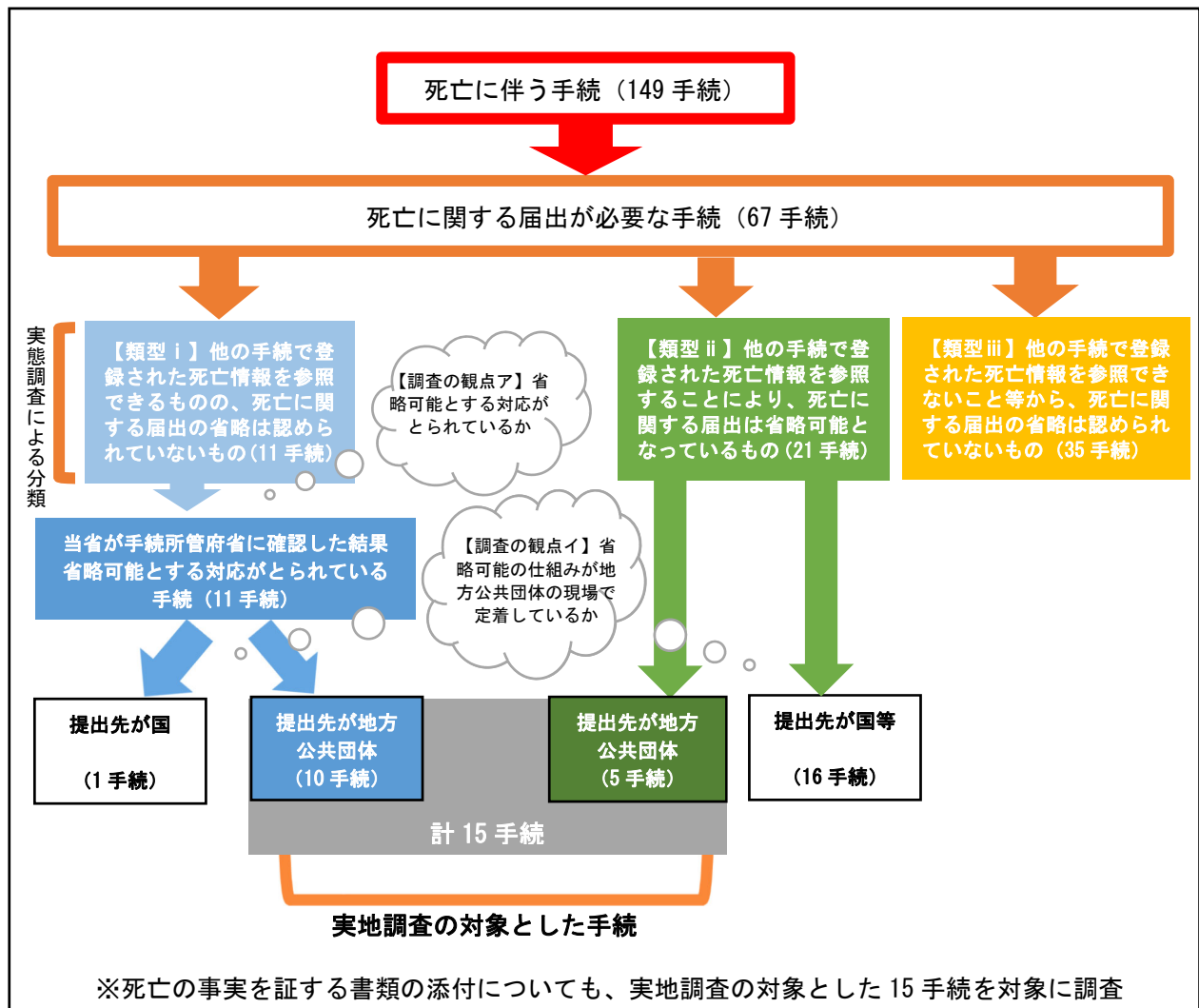
⁹ 本調査は、令和 5 年 8 月から 6 年 9 月まで行った。

¹⁰ 住基システム及び業務システムが情報連携している場合などでは、同一市区町村内の各制度担当課で死亡情報を参照できることから、死亡に関する届出が省略可能とされているのと同様に、死亡の事実を証する書類の添付を省略することが可能とされているものもある。

¹¹ 提出先が国等の届出は、各手続所管の本府省が統一的な方針を示しており、当該方針に基づき同じように事務処理されることから、実地調査の対象外とした。

の事実を証する書類の添付についても、上記ア、イの観点から調査を行った。

図2 実態調査で対象とした67手続のうち、今回の実地調査の対象とした手続の分類



（注）当省が作成した。

ア 死亡に関する届出

実地調査の対象とした 15 手続のうち 12 手続では、地方公共団体において、他の手続で登録された死亡情報を参照できるが、死亡に関する届出を省略していないなどの状況となっていた。このため、本調査の結果を踏まえ、各手続所管府省では、地方公共団体に対し、改めて、当該死亡に関する届出が省略できることを周知するとしている。

【死亡に関する届出が省略できることを周知する手続】

手続 A：児童扶養手当受給者死亡の届出、手続 B：被爆者死亡の届出（医療特別手当）、手続 C：被爆者死亡の届出（介護手当）、手続 D：介護保険資格喪失の届出、手続 F：身体障害者手帳返還届、手続 G：特別障害者手当（障害児福祉手当）受給者死亡の届出、手続 H：特別児童扶養手当受給者死亡の届出、手続 I：被認定者の死亡の届出（公害健康被害補償）、手続 J：遺族補償費が支給されなくなる場合の届出（公害健康被害補償）、手続 K：児童手当受給事由消滅の届出、手続 N：資格喪失の届出（国民健康保険）、手続 O：資格喪失の届出（後期高齢者医療）

また、残る 3 手続については、地方公共団体において、他の手続で登録された死亡情報を参照できる場合、死亡に関する届出を省略できることがどの程度認識されているか各手続所管府省は承知していない状況となっていた。このため、本調査を契機として、各手続所管府省では、確実性の観点から、地方公共団体に対し、改めて、当該死亡に関する届出が省略できることを周知するとしている。

イ 死亡の事実を証する書類の添付

- ① 実地調査の対象とした 15 手続のうち 1 手続では、手続所管府省の通知により死亡の事実を証する書類の添付が求められているが、他の方法により死亡の事実が担保されれば、同書類の添付を不要としても支障が生じない状況となっていた。このため、本調査の結果を踏まえ、当該手続所管府省では、他の手続で登録された死亡情報を参照することが可能となっていれば、添付を不要とする対応を行うとしている。

【死亡の事実を証する書類の添付を不要とする対応を行う手続】

手続 E：障害年金、遺族年金の受給者死亡の届出（予防接種）

- ② 実地調査の対象とした 15 手続のうち 6 手続では、法令上、死亡の事実を証する書類の添付が不要又は省略可能とされているが、地方公共団体において、当該書類の添付を不要又は省略可能としていない状況や、省略できることを地方公共団体が承知していない状況となっていた。このため、本調査の結果を踏まえ、各手続所管府省では、地方公共団体に対し、改めて、当該書類の添付が不要であること又は省略できることを周知するとしている。

【死亡の事実を証する書類の添付が不要であること又は省略できることを周知する手続】

手続 A：児童扶養手当受給者死亡の届出、手続 C：被爆者死亡の届出（介護手当）、手続 G：特別障害者手当（障害児福祉手当）受給者死亡の届出、手続 H：特別児童扶養手当受給者死亡の届出、手続 L：児童扶養手当受給資格喪失の届出、手続 M：特別児童扶養手当受給資格喪失の届出

（注）実地調査の対象とした 15 手続のうち、①②以外の 8 手続（表 1 の手続 B、D、F、I、J、K、N、O）については、死亡の事実を証する書類の添付を求める法令等がなく添付は

不要とされており、また、地方公共団体でも別途添付するよう求めている状況は確認できなかった。

表 1 実地調査結果（総括表）

類型	提出先	実地調査の対象 等とした手続 (手続 A~D)	死亡に関する届出			死亡の事実を証する書類の添付		特記事項
			実態調査の結果 ○：他の手続で登録された死亡情報を参照できる場合省略可 ×：省略不可	届出省略の可否 (本調査時点の取扱い) ○：他の手続で登録された死亡情報を参照できる場合省略可	各手続所管府省 における対応方針 ○：省略可能であることを周知（予定） （※は本調査を機に、確実性の観点から、省略可能であることを周知予定のものに付記） —：対応事項なし	添付省略の可否 (本調査時点の取扱い) ○：他の手続で登録された死亡情報を参照できる場合省略可 —：添付不要 ×：省略不可	各手続所管府省 における対応方針 ◎：添付不要とする対応を実施（予定）（他の手続で登録された死亡情報を参照できる場合） ○：添付不要又は省略可能であることを周知（予定） —：対応事項なし	
【類型 i】他の手続で登録された死亡情報を参照できるものの、死亡に関する届出の省略は認められていないもの（11 手続）	国	個人事業者の死亡の届出	×	○	—	—	—	—
	地方公共団体	手続 A：児童扶養手当受給者死亡の届出	×	○	○	○	○	—
		手続 B：被爆者死亡の届出（医療特別手当）	×	○	○	○	—	原爆症認定書及び医療特別手当証書が返還不要となるよう検討予定
		手続 C：被爆者死亡の届出（介護手当）	×	○	○	○	○	
		手続 D：介護保険資格喪失の届出	×	○	○	—	—	—

		手続 E：障害年金、遺族年金の受給者死亡の届出（予防接種）	× （デジガバ実行計画の見直し対象）	○ ※「予防接種法に基づく障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に係る死亡の届出の取扱いについて」（令和 3 年 6 月 29 日付け健健発 0629 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知）	○※	×	◎	予防接種被害者健康手帳が返還不要となるよう検討予定
		手続 F：身体障害者手帳返還届	× （デジガバ実行計画の見直し対象）	○ ※「死亡者の身体障害者手帳返還届出が未提出の場合の処理等について」（令和 3 年 3 月 22 日付け障企発 0322 第 1 号厚生労働省社会・援護局保健福祉部企画課長通知）	○	—	—	—
		手続 G：特別障害者手当（障害児福祉手当）受給者死亡の届出	× （デジガバ実行計画の見直し対象）	○ ※「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則について」（昭和 60 年 12 月 28 日付け社更第 161 号厚生省社会局長通知）	○	○ ※障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 50 年厚生省令第 34 号）第 18 条	○	—
		手続 H：特別児童扶養手当受給者死亡の届出	× （デジガバ実行計画の見直し対象）	○ ※「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について」（平成 23 年 4 月 1 日付け障発 0401 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部部長通知）等	○	○ ※特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号）第 28 条第 5 項	○	—
		手続 I：被認定者の死亡の届出（公害健康被害補償）	× （デジガバ実行計画の見直し対象）	○ ※公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和 49 年総理府令第 60 号）第 10 条	○	—	—	—
		手続 J：遺族補償費が支給されなくなる場合の届出（公害健康被害補償）	× （デジガバ実行計画の見直し対象）	○ ※公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第 26 条第 2 項	○	○ ※公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第 26 条第 2 項	—	—

【類型ii】他の手続で登録された死亡情報を参照することにより、死亡に関する届出は省略可能となっているもの（21手続）		手続K：児童手当受給事由消滅の届出	○	○ ※「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）	○	—	—	—
		手続L：児童扶養手当受給資格喪失の届出	○	○ ※「児童扶養手当都道府県事務取扱準則の改正について」等	○※	—	○	—
		手続M：特別児童扶養手当受給資格喪失の届出	○	○ ※「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について」等	○※	—	○	—
		手続N：資格喪失の届出（国民健康保険）	○	○ ※省略可能とする運用によるもの	○	—	—	—
		手続O：資格喪失の届出（後期高齢者医療）	○	○ ※高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第28条	○	—	—	—
	国等	16手続	他の手続で登録された死亡情報を参照することにより、死亡に関する届出が省略可能となっている状況に変化がないことを各手続所管府省に確認済み					
【類型iii】他の手続で登録された死亡情報を参照できないこと等から、死亡に関する届出の省略は認められないもの（35手続）	国等 地方公共団体	他の手続で登録された死亡情報を参照できないこと等から、死亡に関する届出の省略が認められていない状況に変化がないことを各手続所管府省に確認済み						

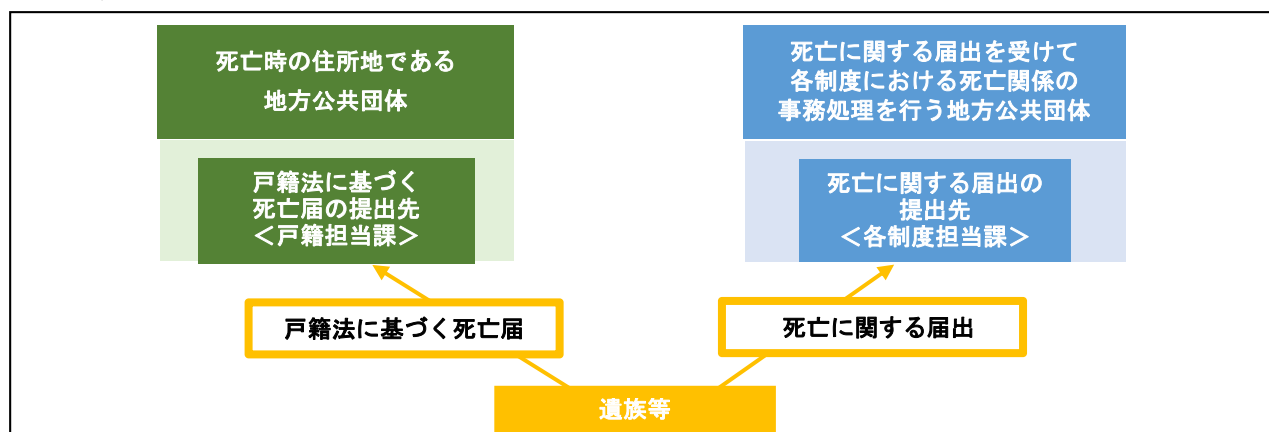
- (注) 1 「実態調査の結果」欄で、「(デジガバ実行計画の見直し対象)」と記載している手続は、デジガバ実行計画において、「届出の提出を省略可能とする対応を行う」とされた手続である。
- 2 「届出省略の可否(本調査時点の取扱い)」及び「添付省略の可否(本調査時点の取扱い)」欄で、「○」(他の手続で登録された死亡情報を参照できる場合省略可)と記載している手続については、届出又は添付が「省略可」とされている根拠等を併せて記載している。
- 3 届出又は添付が「省略可能であることを周知(予定)」について、各手続所管府省は、i) 会議、ii) 地方公共団体が参照するマニュアル等、それぞれ可能な手段で行うとしている。

(2) 届出を省略可能とするため他の地方公共団体に参考となる取組

ア 戸籍法に基づく死亡届と死亡に関する届出の提出先の地方公共団体が異なる場合に参考となる取組

戸籍法に基づく死亡届の提出先となる地方公共団体（死亡時の住所地）¹²と、死亡に関する届出の提出先となる地方公共団体（死亡に関する届出を受けて各制度における死亡関係の事務処理を行うところ）が異なる場合（図3参照）について、調査対象とした地方公共団体の中からは、死亡に関する届出の提出先となる地方公共団体の各制度担当課において、住基システム等で死亡情報を参照できないため、死亡に関する届出を省略することが困難な手続もあるとの意見が聴かれた¹³。

図3 戸籍法に基づく死亡届と死亡に関する届出の提出先の地方公共団体が異なる場合のイメージ



（注）本調査の結果に基づき、当省が作成した。

一方、下記のとおり、介護保険制度では、市区町村等関係機関による情報共有を通じ、死亡情報を参照することが可能となる取組を行うことで、死亡に関する届出を省略している市区町村もみられた。このため、このような取組を参考とすることにより、提出先となる地方公共団体が異なる場合でも、死亡に関する届出の提出先となる地方公共団体の各制度担当課において、死亡に関する届出を省略することが可能になると考えられる。

（介護保険制度での住所地特例の場合において、死亡情報を参照可能とする取組）

介護保険制度においては、被保険者が介護施設等（以下「施設」という。）への入所などを理由とした住所地異動（転出）を行った場合、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に基づく住所地特例制度により、施設が所在する市区町村の財政負担を軽

¹² 戸籍法に基づく死亡届の提出先は、①故人の本籍地の市区町村（戸籍法第25条第1項）、②遺族等の住所地の市区町村（同）、③故人の死亡地の市区町村とされている（同法第88条第1項）が、本報告書では③のうち死亡地が故人の住所地である場合について記載している。

¹³ 実地調査の対象とした手続（制度）の中には、当該手続（制度）の対象者等の住所地がある地方公共団体と、当該対象者等に係る保険者・費用負担者等となっている地方公共団体が異なるものがある。

（例）介護保険制度、身体障害者福祉制度（居住地特例制度）、児童手当制度（別居監護制度）

減する観点から、介護保険の保険者としての給付などは転出前の市区町村（以下「保険者となる市区町村」という。）が行うこととされている（図4参照）。この場合、転出した被保険者が死亡し、遺族等が戸籍法に基づく死亡届を施設の所在する市区町村（死亡時の住所地）に提出したとしても、保険者となる市区町村では、住基システム等で死亡情報を参照できず、別途遺族等からの死亡に関する届出がなければ死亡情報を参照できないこととなる。

図4 介護保険制度における住所地特例の概要



（注）厚生労働省の資料（第85回社会保障審議会介護保険部会の資料）から抜粋した。

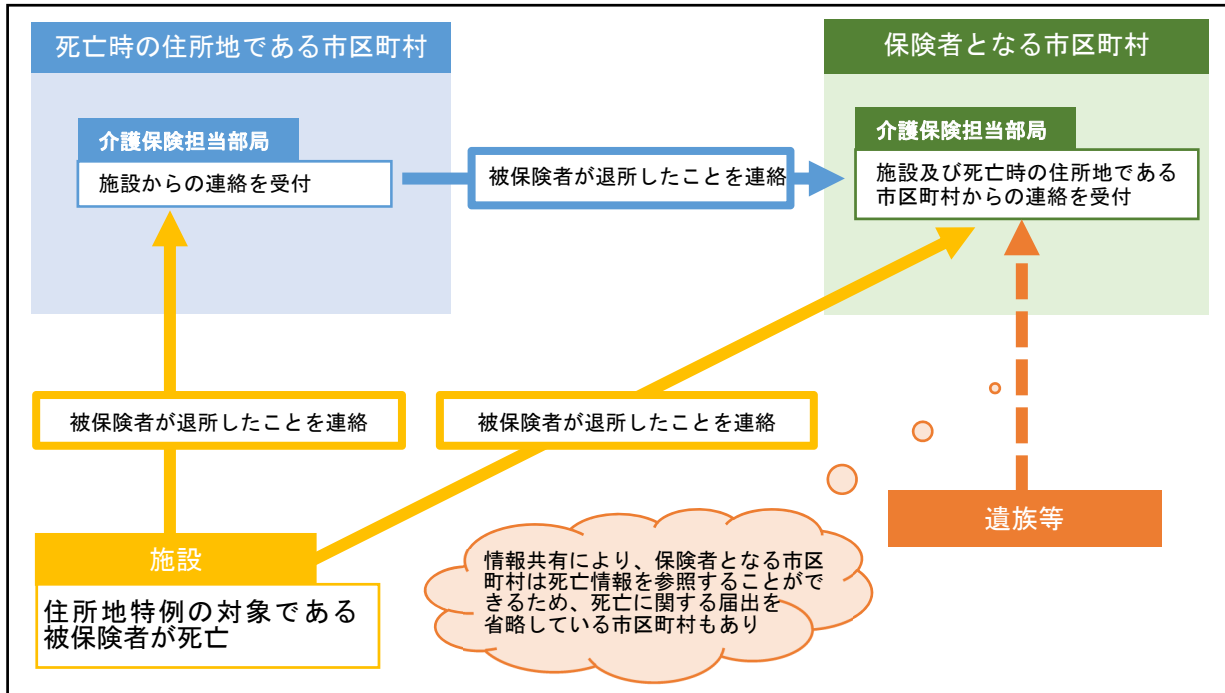
厚生労働省では、平成18年3月に開催した「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、住所地特例に該当した場合の事務手続等を示しており、これによると、図5のとおり、被保険者が施設退所（死亡による退所も含む。）した場合、

- i) 被保険者が入所していた施設は、保険者となる市区町村及び施設の所在する市区町村に対し、被保険者が退所したことを連絡すること
- ii) 施設の所在する市区町村は、保険者となる市区町村に対し、被保険者が退所したことを連絡すること

とされており、保険者となる市区町村は、上記i)又はii)の連絡を受けた場合は、住所地特例の対象である被保険者が退所したことを把握することができる。

このため、調査対象とした市区町村の中には、転出した被保険者が死亡した場合でも、上記の仕組みにより死亡情報を参照できることから、死亡に関する届出を省略している市区町村がみられた（手続Dについて調査対象とした7市区町村中3市区町村）。その一方で、上記の仕組みにより死亡情報を参照できるものの、下記イの理由等により、死亡に関する届出を求めている市区町村もみられた（7市区町村中4市区町村）。

図5 住所地特例の対象である被保険者が死亡した場合の情報共有の仕組み（概要）



（注）厚生労働省の資料（平成18年3月13日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」の資料）及び本調査の結果に基づき、当省が作成した。

イ 後続する手続が発生する場合に参考となる取組

死亡に伴う資格等の喪失により、死亡に関する届出が必要な手続以外の手続（例えば、未払手当の請求、葬祭料の支給申請、還付金の受取など）があり、本報告書では、これらの手続を「後続する手続」と表記している。）が発生する場合があります。調査対象とした地方公共団体の中からは、住基システム及び業務システムが情報連携しており、死亡情報を参照できるとしても、遺族等への後続する手続の案内や遺族等の連絡先の把握などを行う機会とするため、死亡に関する届出を求めており、これを省略することは困難であるとの意見も聴かれた。

一方、後続する手続について、市区町村が発行する「おくやみハンドブック」¹⁴によりあらかじめ制度や必要書類等の周知を行うほか、「おくやみコーナー」¹⁵で遺族等の代表者を確認し、後続する手続の必要書類を郵送することにより、後続する手続の案内や遺族等の連絡先の把握を行い、死亡に関する届出は省略している市区町村もみられた。このため、このような取組を参考とすることにより、死亡に関する届出の省略は困難とする地方公共団体でも、死亡に関する届出を省略することが可能になると考

¹⁴ 「おくやみコーナー設置ガイドライン」（令和2年5月15日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）によると、「遺族に死亡・相続に係る必要な手続を案内した冊子」とされている。市区町村によって「おくやみガイドブック」や「おくやみ手続ガイド」などと呼ばれており、記載内容も市区町村により異なる。

¹⁵ 「おくやみコーナー設置ガイドライン」によると、「市町村が、死亡手続を行うための専用の窓口を設け、亡くなった方や遺族の状況に応じて必要な手続を抽出し、申請書作成の補助、受付、関係する課への案内等を行う、ワンストップサービスを提供する場」とされている。市区町村によって「ご遺族支援コーナー」や「おくやみ受付窓口」などと呼ばれており、サービス形態も市区町村により異なる。

えられる。

3 まとめ

今回、当省は、実態調査のフォローアップとして調査したが、i) デジガバ実行計画を受け、死亡に関する届出を省略可能とする対応が行われたものの、省略可能な仕組みが地方公共団体の現場で定着していなかった実態、ii) 死亡の事実を証する書類について、他の手続で登録された死亡情報を参照することができるにもかかわらず、遺族等に添付するよう求めている実態や、当該書類の添付が不要又は省略可能であるにもかかわらず、不要又は省略可能な仕組みが地方公共団体の現場で定着していなかった実態がみられた。これらについては、本調査の結果を踏まえ、各手続所管府省が死亡に関する届出を省略できることを周知することとしているなど取組が進んだところである。

しかし、デジガバ実行計画において、死亡に関する届出を省略可能とする対応を行うとされた11手続の多くについて、各手続所管府省の担当者が、死亡に関する届出を省略できる対応がとられたことを把握しておらず、本調査の当初時点では、当省に対し、省略することはできないと説明していた。このため、再度、省略の可否について確認を求めるなどしたところ、省略を可能とする対応がとられていたことが判明したものである。これは、例えば、地方公共団体から各手続所管府省に対し、死亡に関する届出の省略の可否について照会があった場合に、誤った内容が教示されることとなりかねない状況であったと言える。このため、各手続所管府省は、手続に係る情報共有等を適切に行うことが望まれる。

また、本調査では、死亡に関する届出が省略可能となっている場合でも、i) 戸籍法に基づく死亡届の提出先となる地方公共団体と、死亡に関する届出の提出先となる地方公共団体が異なる場合、死亡に関する届出の提出先となる地方公共団体の各制度担当課が住基システム等で死亡情報を参照できないこと、また、ii) 死亡に関する届出の機会を活用して後続する手続の案内を行うことから、死亡に関する届出の省略は困難であるとする地方公共団体が複数みられた。一方で、これらの課題等に対応する取組により、死亡に関する届出を省略している地方公共団体もみられた。ワンスオンリーの観点から、これらの取組を死亡に関する届出の省略に向けた参考とすることにより、負担軽減が図られるものと考えられる。

申請手続等の簡素化・合理化等は、国民の負担軽減の観点から、政府全体として従前から進められてきたところ、本調査で対象とした手続以外の申請手続等についても、不断の見直しが必要であり、各手続所管府省は、本調査を契機として、見直しを行うなど、更なる負担軽減を図ることが望まれ、当省としても注視していく。

〔資料編〕

手続 A：児童扶養手当受給者死亡の届出

手続所管府省	こども家庭庁
手続の概要	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成するひとり親家庭等に支給されるものであり、本手続は、受給者（父母が離婚した児童を監護する者など）が死亡したときに行われるものである。
届出の提出先及び届出の処理主体	【届出の処理主体が市区又は福祉事務所を管理する町村の場合】市区町村 【届出の処理主体が都道府県の場合】福祉事務所を管理しない町村⇒都道府県 （注）福祉事務所を管理しない町村においては、当該町村にて受給者死亡の届出を受け付けた上で、都道府県に進達する。
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 28 条及び児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）第 12 条の規定により、受給者が死亡したときは、住所地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市区町村長に対し、受給者死亡の届出をする必要があるところ、デジガバ実行計画では、同届出を省略可能とする対応を行うなどとされている。
調査結果	デジガバ実行計画を受け、厚生労働省（現在は、こども家庭庁が所管）は、「児童扶養手当都道府県事務取扱準則の改正について」（昭和 60 年 8 月 21 日付け児発第 705 号厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当市等事務取扱準則について」（平成 14 年 7 月 4 日付け雇児発第 0704003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による、職権に基づいて受給資格が消滅したものと決定する時の手続を定めた「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」及び「児童扶養手当市等事務取扱準則」に基づき、受給者死亡の届出を省略できることとした。 福祉事務所を管理する市区町村においては、住基システム等により、死亡情報を参照することが可能であり、受給者死亡の届出を省略することができるが、こども家庭庁は、当省に対し、「死亡した受給者の住所地が福祉事務所を管理しない町村の場合、都道府県が受給者死亡の届出の処理主体となるため、当該町村から都道府県に同届出が進達される。当庁にて、各地方公共団体におけるシステムの整備状況等を詳細に把握していないが、都道府県では住基システム等から死亡情報を参照できない場合もあると考えている。死亡情報を参照できず、死亡に伴う事務処理が行われないことで、手当の過誤払いとなる事態が発生するおそれもある。このため、福祉事務所を管理しない町村において、遺族等からの受給者死亡の届出を省略することは困難である。」との見解を示した。 そこで、こども家庭庁が省略できないとする福祉事務所を管理しない町村を先行して調査することとした。 福祉事務所を管理しない 9 町村及び当該町村が所在する 7 都道府県における事務処理等の実態を調査したところ、こども家庭庁の見解のとおり、福祉事務所を管理しない町村の進達先である都道府県において、住基システム等

	から死亡情報を参照できない場合や、住基システムの端末が別庁舎や担当部局以外にあるため、死亡情報の参照に手間が掛かる場合などがあり、町村から受給者死亡の届出の進達がない限り受給者死亡の事実を知る契機がなく、遺族等からの受給者死亡の届出を省略することは困難な状況であった。 なお、本調査を契機として、デジガバ実行計画を受け、受給者死亡の届出を省略できることについて、厚生労働省が福祉事務所を管理する市区町村に対して文書等を発出していないことが明らかになった。
調査結果を踏まえた対応	こども家庭庁は、「児童扶養手当市等事務取扱準則について」により職権で受給者死亡の届出を省略できることについて、今後、「児童扶養手当事務処理マニュアル」（令和 6 年 3 月こども家庭庁支援局家庭福祉課）を更新し、周知するとともに、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとしている。 （注）上記の措置がとられることもあり、本調査では福祉事務所を管理する市区町村への調査は行わなかった。
b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	児童扶養手当法施行規則第 12 条の規定により、受給者死亡の届出には、死亡の事実を証する書類を添付する必要があるが、同施行規則第 26 条第 7 項の規定により、死亡の事実を公簿等によって確認することができる場合は、死亡の事実を証する書類の添付を省略することができるとされている。
調査結果	福祉事務所を管理しない 9 町村及び当該町村が所在する 7 都道府県における事務処理等の実態を調査したところ、4 都道府県及び 4 町村では、町村が受給者死亡の届出を受け付け都道府県に進達する際、自ら公簿等で死亡の事実を確認しており、別途遺族等に死亡の事実を証する書類の添付を求めているなかった。 一方、3 都道府県及び 5 町村では、町村が公簿等により死亡の事実を確認することは可能であるが、「児童扶養手当事務処理マニュアル」において、「受給資格者の死亡を証する書類」の添付を求める記載があることなどの理由から、遺族等に同書類の添付を求めている。
調査結果を踏まえた対応	こども家庭庁は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、市区町村が受給者死亡の届出等により死亡情報を把握した後、公簿等で死亡の事実を確認することができれば、遺族等に死亡の事実を証する書類の添付を求める必要はなく、省略できることについて、今後、「児童扶養手当事務処理マニュアル」を更新し、周知するとしている。

（注）本手続について、実態調査では「児童扶養手当受給者死亡の届出（児童扶養手当法）」と表記しているが、本調査では「児童扶養手当受給者死亡の届出」と表記している。

手続 B：被爆者死亡の届出（医療特別手当）

手続所管府省	厚生労働省
手続の概要	医療特別手当は、原子爆弾による傷害やその影響により現に治療を要するけがや病気の状態にあるとの厚生労働大臣の認定を受けた被爆者であって、現在、認定を受けたけがや病気の状態が続いている者（医療特別手当受給権者）に支給されるものであり、本手続は、医療特別手当受給権者が死亡したときに行われるものである。
届出の提出先及び届出の処理主体	都道府県 （注）死亡した医療特別手当受給権者の居住地が広島市又は長崎市の場合は、広島市又は長崎市が被爆者死亡の届出の提出先及び同届出の処理主体となる。
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 33 号）第 41 条の規定により、医療特別手当受給権者が死亡したときは、死亡した者の居住地の都道府県知事、広島市長又は長崎市長に対し、被爆者死亡の届出をする必要があるところ、デジガバ実行計画では、同届出を省略可能とする対応を行うなどとされている。
調査結果	デジガバ実行計画を受け、厚生労働省は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく各種手当に係る死亡の届出の取扱いについて」（令和 3 年 6 月 29 日付け健総発 0629 第 1 号厚生労働省健康局総務課長通知）により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、他の手続で登録された死亡情報を参照するなどによって死亡の事実を確認できた場合には、被爆者死亡の届出を省略できることとした。 そこで、4 地方公共団体における事務処理等の実態を調査したところ、1 地方公共団体では、遺族等が葬祭料の支給を申請する場合は、被爆者死亡の届出で求める情報が同申請に含まれており、遺族等の負担軽減の観点から、同申請があれば、同届出を省略していた。 なお、当該地方公共団体からは、遺族等が葬祭料の支給を申請しない場合は、被爆者死亡の届出が必要となるが、ほとんどの遺族等は葬祭料の支給を申請するため、同届出を省略していることが多いとの状況が聴かれた。 一方、被爆者死亡の届出を求める 3 地方公共団体では、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく各種手当に係る死亡の届出の取扱いについて」を把握していないなどの理由から、被爆者死亡の届出を求めている。このうち、2 地方公共団体では、当該都道府県内又は市区町村内の在住者について、住基システム等により死亡情報を参照できるため、制度上省略可能となれば、省略することに支障は生じないとしており、同通知が地方公共団体の現場で定着していない状況がみられた。
調査結果を踏まえた対応	厚生労働省は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、今後、死亡情報を参照できれば被爆者死亡の届出を省略できることについて、各地方公共団体の担当者に直接連絡

	し、周知するとしている。
b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第 41 条の規定により、被爆者死亡の届出には、死亡の事実を証する書類を添付する必要があるが、同施行規則第 78 条第 2 項の規定により、葬祭料の支給が申請されているときは、死亡の事実を証する書類の添付を省略することができるとされている。
調査結果	4 地方公共団体における事務処理等の実態を調査したところ、いずれの地方公共団体も死亡の事実を証する書類の添付を求めているなかった。
調査結果を踏まえた対応	(対応事項なし)
c その他	
本手続に当たっては、i) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律指定医療機関医療担当規程(平成 7 年 6 月 23 日付け厚生省告示第 124 号)第 3 条第 3 項の規定により、厚生労働大臣からけがや病気が原子爆弾による傷害やその影響に起因するものであると認定を受けた場合に交付される原爆症認定書、ii) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第 43 条の規定により、医療特別手当受給権者に交付される医療特別手当証書の返還が求められている。しかし、4 地方公共団体における事務処理等の実態を調査したところ、いずれの地方公共団体も証書の返還を求めているが、遺族等による自己廃棄など、返還されなくても事務処理上の支障は生じないとしている。 調査結果を踏まえ、厚生労働省は、これらの証書の返還を不要とすることについて、改めて地方公共団体の意見を聴取した上で、具体的な取扱いを検討したいとしている。	

(注) 本手続について、実態調査では「死亡の届出(医療特別手当)(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則)」と表記しているが、本調査では「被爆者死亡の届出(医療特別手当)」と表記している。

手続 C：被爆者死亡の届出（介護手当）

手続所管府省	厚生労働省
手続の概要	介護手当は、原子爆弾による傷害やその影響による精神上又は身体上の障害により、費用を支出して身の回りの世話をする人を雇ったときに支給されるものであり、本手続は、介護手当継続支給対象者（注）が死亡したときに行われるものである。 （注）介護を受けた日の属する月の翌月以降継続して介護手当の支給を受ける者である。
届出の提出先及び届出の処理主体	都道府県 （注）死亡した介護手当継続支給対象者の居住地が広島市又は長崎市の場合は、広島市又は長崎市が被爆者死亡の届出の提出先及び同届出の処理主体となる。
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第 70 条の規定により、介護手当継続支給対象者が死亡したときは、死亡した者の居住地の都道府県知事、広島市長又は長崎市長に対し、被爆者死亡の届出をする必要があるところ、デジガバ実行計画では、同届出を省略可能とする対応を行うなどとされている。
調査結果	デジガバ実行計画を受け、厚生労働省は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく各種手当に係る死亡の届出の取扱いについて」により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、他の手続で登録された死亡情報を参照するなどによって死亡の事実を確認できた場合には、被爆者死亡の届出を省略できることとした。 そこで、4 地方公共団体における事務処理等の実態を調査したところ、1 地方公共団体では、遺族等が葬祭料の支給を申請する場合は、被爆者死亡の届出で求める情報が同申請に含まれており、遺族等の負担軽減の観点から、同申請があれば、同届出を省略していた。 なお、当該地方公共団体からは、遺族等が葬祭料の支給を申請しない場合は、被爆者死亡の届出が必要となるが、ほとんどの遺族等は葬祭料の支給を申請するため、同届出を省略していることが多いとの状況が聴かれた。 一方、被爆者死亡の届出を求める 3 地方公共団体では、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく各種手当に係る死亡の届出の取扱いについて」を把握していないなどの理由から、被爆者死亡の届出を求めている。このうち、2 地方公共団体では、当該都道府県内又は市区町村内の在住者について、住基システム等により死亡情報を参照できるため、制度上省略可能となれば、省略することに支障は生じないとしており、同通知が地方公共団体の現場で定着していない状況がみられた。
調査結果を踏まえた対応	厚生労働省は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、今後、死亡情報を参照できれば被爆者死亡の届出を省略できることについて、各地方公共団体の担当者に直接連絡し、周知としている。

b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第70条の規定により、被爆者死亡の届出には、死亡の事実を証する書類を添付する必要があるとされている。
調査結果	厚生労働省は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく各種手当に係る死亡の届出の取扱いについて」により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、他の手続で登録された死亡情報を参照するなどによって死亡の事実を確認できた場合には、死亡の事実を証する書類の添付を省略できることとした。 そこで、4 地方公共団体における事務処理等の実態を調査したところ、いずれの地方公共団体も「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく各種手当に係る死亡の届出の取扱いについて」を把握していなかったものの、被爆者死亡の届出（医療特別手当）と同様に、葬祭料の支給が申請されているときは、事務処理上の支障は生じていないことから、死亡の事実を証する書類の添付を求めていなかった。
調査結果を踏まえた対応	厚生労働省は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく各種手当に係る死亡の届出の取扱いについて」により、他の手続で登録された死亡情報を参照するなどにより死亡の事実を確認できた場合には、死亡の事実を証する書類の添付を省略できることについて周知するとしている。

（注）本手続について、実態調査では「死亡の届出（介護手当）（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則）」と表記しているが、本調査では「被爆者死亡の届出（介護手当）」と表記している。

手続 D：介護保険資格喪失の届出

手続所管府省	厚生労働省
手続の概要	介護保険の被保険者は、i) 65 歳以上の者、ii) 40～64 歳の医療保険加入者であり、i) は原因を問わず要支援・要介護状態となったとき、ii) は末期がんや関節リウマチ等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になったときに介護保険サービスを受けることが可能であり、本手続は、被保険者の資格を喪失したときに行われるものである。
届出の提出先 及び届出の処理主体	市区町村
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	介護保険法第 12 条第 1 項及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 32 条の規定により、被保険者が資格を喪失したとき（死亡したとき）は、市区町村に対し、資格喪失の届出（死亡に関する届出）をする必要があるところ、デジガバ実行計画では、同届出を省略可能とする対応を行うなどとされている。
調査結果	デジガバ実行計画を受け、厚生労働省は、「介護保険法に基づく被保険者の死亡による資格喪失の届出の取扱いについて」（令和 3 年 7 月 20 日付け老介護 0720 第 1 号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）により、庁内の業務システム間の情報連携によって、死亡の事実を確認できた場合には、資格喪失の届出（死亡に関する届出）を省略できることとした。 そこで、7 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、3 市区町村では、住基システム及び業務システムが情報連携しており、死亡情報を介護保険担当部局において参照できるため資格喪失の届出（死亡に関する届出）を省略していた。 一方、4 市区町村では、これらのシステムが情報連携しており、介護保険担当部局において死亡情報を参照できるものの、i) 資格喪失の届出（死亡に関する届出）を省略できることを承知していないため、ii) 後続する手続を案内するため、iii) 同届出に不備があった場合に備え遺族等の連絡先を把握するためとの理由から、同届出を求めている。しかし、同届出を省略していた 3 市区町村では、後続する手続の内容等について「おくやみハンドブック」や「おくやみコーナー」で周知していることもあり、その活用により、後続する手続の案内や遺族等の連絡先の把握はできることから、資格喪失の届出（死亡に関する届出）の省略を行っていた。
調査結果を踏 まえた対応	厚生労働省は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、今後、死亡情報を参照できれば資格喪失の届出（死亡に関する届出）を省略できることについて、地方公共団体の担当課長が参集する会議等で周知するとしている。
b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	資格喪失の届出（死亡に関する届出）に、死亡の事実を証する書類の添付

	を求める法令上の規定はない。
調査結果	7 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、いずれの市区町村も死亡の事実を証する書類の添付を求めていなかった。
調査結果を踏 まえた対応	(対応事項なし)

(注) 本手続について、実態調査では「資格喪失の届出(介護保険法、介護保険法施行規則)」と表記しているが、本調査では「介護保険資格喪失の届出」と表記している。

手続 E：障害年金、遺族年金の受給者死亡の届出（予防接種）

手続所管府省	厚生労働省
手続の概要	i) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく障害年金は、予防接種を受けたことにより障害の状態にある 18 歳以上の者に、ii) 同法に基づく遺族年金は、予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合においてその遺族に支給されるものであり、本手続は、これらの年金受給者が死亡したときに行われるものである。
届出の提出先 及び届出の処理主体	市区町村
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 11 条の 8 及び第 11 条の 19 の規定により、予防接種法に基づく障害年金又は遺族年金の支給を受けている者が死亡したときは、当該年金の給付を行っていた市区町村長に対し、受給者死亡の届出をする必要があるところ、デジガバ実行計画では、同届出を省略可能とする対応を行うなどとされている。
調査結果	デジガバ実行計画を受け、厚生労働省は、「予防接種法に基づく障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に係る死亡の届出の取扱いについて」（令和 3 年 6 月 29 日付け健健発 0629 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知）により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、他の手続で登録された死亡情報を参照するなどによって死亡の事実を確認できた場合には、受給者死亡の届出を省略できることとした。 そこで、6 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、いずれの市区町村も業務システムを導入していない、又は住基システム及び業務システムが情報連携しておらず、受給者死亡の届出以外に死亡情報を予防接種担当部局で参照することができないとの理由から、同届出を求めている又は求めることとしていた（注）。 （注）調査対象とした市区町村において、受給者死亡の届出の事務処理実績がない場合は、想定される事務処理を聴取した。
調査結果を踏 まえた対応	本調査の対象とした 6 市区町村においては、受給者死亡の届出以外で死亡情報を参照することができない状況であった一方で、厚生労働省は、「予防接種法に基づく障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に係る死亡の届出の取扱いについて」により受給者死亡の届出を省略できることがどの程度市区町村に認識されているか承知していなかった。このため、同省は、本調査を契機として、今後、他の方法によって死亡の事実を確認できた場合には、受給者死亡の届出を省略できることについて、地方公共団体に示す Q&A を更新して周知するとともに、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとしている。

b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について」（平成 13 年 11 月 7 日付け健発第 1058 号厚生労働省健康局長通知）により、障害年金又は遺族年金の受給者死亡の届出には、死亡の事実を証する書類を添付する必要があるとされている。
調査結果	6 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、受給者死亡の届出の事務処理実績があるのは 2 市区町村であり、このうち 1 市区町村では、予防接種担当部局から戸籍担当部局に戸籍法上の公用請求（注）を行うことで死亡の事実を確認し、死亡の事実を証する書類の添付を省略していたが、残りの 1 市区町村では、未支給年金の有無等の把握に当たり、死亡年月日を確認する目的で、遺族等に同書類の添付を求めている。 また、受給者死亡の届出の事務処理実績のない 4 市区町村でも、受給者の死亡が事実であることを担保するために、死亡の事実を証する書類の添付を求めることとしていた。 なお、遺族等に死亡の事実を証する書類の添付を求めている又は求めることとしていた 5 市区町村のうち 3 市区町村からは、住基システム等を活用することで、死亡の事実が担保されれば、死亡の事実を証する書類の添付を求めなくても支障は生じないとの意見が聴かれた。 （注）戸籍法第 10 条の 2 第 2 項の規定により、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。
調査結果を踏まえた対応	厚生労働省は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、死亡の事実が担保されれば、死亡の事実を証する書類の添付は不要と考えられることから、「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について」を改正した上で、死亡の事実を証する書類の添付が不要であることについて、地方公共団体に示す Q&A を更新し、周知するとしている。
c その他	
本手続に当たっては、認定された疾病等が記載された予防接種被害者健康手帳の返還が求められている。しかし、6 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、受給者死亡の届出の事務処理実績のある 2 市区町村では、遺族等による自己廃棄など、返還されなくても事務処理上の支障は生じないとしている。 調査結果を踏まえ、厚生労働省は、遺族等による自己廃棄等が可能となるよう前向きに検討を進めたいとしている。	

（注）本手続について、実態調査では「障害年金、遺族年金の受給者死亡の届出（予防接種法施行規則）」と表記しているが、本調査では「障害年金、遺族年金の受給者死亡の届出（予防接種）」と表記している。

手続 F：身体障害者手帳返還届

手続所管府省	厚生労働省
手続の概要	身体障害者手帳は、身体上の障害がある者に交付されるものであり、本手続は、身体障害者手帳の交付を受けた者が死亡し、遺族等が当該手帳を返還するときに行われるものである。
届出の提出先 及び届出の処理主体	指定都市 中核市 【指定都市及び中核市以外の市区町村の場合】市区町村⇒都道府県
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 16 条第 1 項及び身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 12 条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者が死亡したときは、身体障害者手帳を都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長に返還する必要がある。その際、「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成 21 年 12 月 24 日付け障発 1224 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、同通知で定められている様式を用いて、身体障害者手帳返還届（死亡に関する届出）をする必要があるところ、デジガバ実行計画では、同届出を省略可能とする対応を行うなどとされている。
調査結果	デジガバ計画を受け、厚生労働省は、「死亡者の身体障害者手帳返還届出が未提出の場合の処理等について」（令和 3 年 3 月 22 日付け障企発 0322 第 1 号厚生労働省社会・援護局保健福祉部企画課長通知）により、他の手続で登録された死亡情報を参照するなどによって死亡の事実を確認できた場合には、身体障害者手帳返還届（死亡に関する届出）を省略できることとした。 そこで、6 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、1 市区町村では、住基システム及び業務システムが情報連携しており、死亡情報を障害担当部局において参照できるため、身体障害者手帳返還届（死亡に関する届出）を省略していた。 一方、5 市区町村では、これらのシステムが情報連携しており、障害担当部局において死亡情報を参照できるものの、i）居住地特例（注）の対象者が死亡した場合は、身体障害者手帳返還届（死亡に関する届出）以外に死亡情報を障害担当部局で参照することができないため、ii）後続する手続を案内するためなどの理由から、同届出を求めている。 また、このうち 1 市区町村では、「死亡者の身体障害者手帳返還届出が未提出の場合の処理等について」を把握していなかった。 （注）身体障害者手帳の交付を受けた者が施設への入所などを理由とした居住地異動を行った場合、身体障害者福祉法第 9 条第 2 項等に基づく居住地特例制度により、施設が所在する市区町村の財政負担を軽減する観点から、身体障害者又はその介護を行う者に対する援護、介護給付費等の支給決定は、入所前の市区町村が行うこととされている。このため、居住地異動を行った身体障害者手帳の交付を受けた者が死亡し、遺族等が戸籍法に基づく死亡届を、施設の所在する市区町村に提出した場合、入所前に居住していた市区

	町村では、住基システム等で死亡情報を参照できず、別途遺族等からの身体障害者手帳返還届（死亡に関する届出）がなければ死亡情報を参照できないこととなる。
調査結果を踏 まえた対応	厚生労働省は、今後、死亡情報を参照できれば、身体障害者手帳返還届（死亡に関する届出）を省略できることについて、周知を行い、その際には参考資料として本報告書を地方公共団体に情報提供するとしている。
b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	身体障害者手帳返還届に、死亡の事実を証する書類の添付を求める法令上の規定はない。
調査結果	6 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、いずれの市区町村も死亡の事実を証する書類の添付を求めていなかった。
調査結果を踏 まえた対応	（対応事項なし）

（注）本手続について、実態調査では「身体障害者手帳返還届（身体障害者福祉法、身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて（通知）」と表記しているが、本調査では「身体障害者手帳返還届」と表記している。

手続 G：特別障害者手当（障害児福祉手当）受給者死亡の届出

手続所管府省	厚生労働省
手続の概要	特別障害者手当及び障害児福祉手当は、精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者（20 歳以上）、重度障害児（20 歳未満）に支給されるものであり、本手続は、受給者（特別障害者、重度障害児）が死亡したときに行われるものである。
届出の提出先及び届出の処理主体	【届出の処理主体が市区又は福祉事務所を管理する町村の場合】市区町村 【届出の処理主体が都道府県の場合】福祉事務所を管理しない町村⇒都道府県 (注) 福祉事務所を管理しない町村においては、当該町村にて受給者死亡の届出を受け付けた上で、都道府県に進達する。
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 35 条並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 50 年厚生省令第 34 号）第 10 条及び第 16 条の規定により、特別障害者手当又は障害児福祉手当の受給者が死亡したときは、住所地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市区町村長に対し、受給者死亡の届出をする必要があるところ、デジガバ実行計画では、同届出を省略可能とする対応を行うなどとされている。
調査結果	デジガバ実行計画を受け、厚生労働省は、「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」（昭和 60 年 12 月 28 日付け社更第 161 号厚生省社会局長通知）による「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則」に基づき、受給者死亡の届出がされていない場合であっても、特別障害者手当又は障害児福祉手当の受給者が死亡したことを確認したときは、職権処理できることとした。 福祉事務所を管理する市区町村においては、住基システム等により、死亡情報を参照することが可能であり、受給者死亡の届出を省略することができるが、厚生労働省は、当省に対し、「死亡した受給者の住所地が福祉事務所を管理しない町村の場合、都道府県が受給者死亡の届出の処理主体となるため、当該町村から都道府県に同届出が進達される。当省にて、各地方公共団体におけるシステムの整備状況等を詳細に把握していないが、都道府県では住基システム等から死亡情報を参照できない場合もあると考えている。死亡情報を参照できず、死亡に伴う事務処理が行われないことで、手当の過誤払いとなる事態が発生するおそれもある。このため、福祉事務所を管理しない町村において、遺族等からの受給者死亡の届出を省略することは困難である。」との見解を示した。 そこで、厚生労働省が省略できないとする福祉事務所を管理しない町村を先行して調査することとした。福祉事務所を管理しない 6 町村及び当該町村が所在する 5 都道府県における事務処理等の実態を調査したところ、厚生労働省の見解のとおり、福祉事務所を管理しない町村の進達先である都道府県

	において、住基システム等から死亡情報を参照できない場合などがあり、町村から受給者死亡の届出の進達がない限り受給者死亡の事実を知る契機がなく、遺族等からの受給者死亡の届出を省略することは困難な状況であった。 なお、本調査を契機として、デジガバ実行計画を受け、受給者死亡の届出を省略できることについて、厚生労働省が福祉事務所を管理する市区町村に対して文書等を発出していないことが明らかになった。
調査結果を踏まえた対応	厚生労働省は、「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」により受給者死亡の届出を省略できることについて今後、文書等により周知するとともに、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとしている。 (注) 上記の措置がとられることもあり、本調査では福祉事務所を管理する市区町村への調査は行わなかった。
b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第 10 条及び第 16 条の規定により、受給者死亡の届出には、死亡の事実を証する書類を添付する必要があるが、同省令第 18 条の規定により、死亡の事実を公簿等によって確認することができるときは、死亡の事実を証する書類の添付を省略することができる」とされている。
調査結果	福祉事務所を管理しない 6 町村及び当該町村が所在する 5 都道府県における事務処理等の実態を調査したところ、いずれの地方公共団体も、i) 公簿等によって死亡の事実を確認できないため、ii) 進達先である都道府県から求められるためなどの理由から、遺族等に同書類の添付を求めている。また、「改訂 特別障害者手当等支給事務の手引」(平成 10 年 4 月 30 日発行、厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課監修)において、受給者死亡の届出には、死亡の事実を証する書類の添付が必要である旨が明記されていることをその理由としている地方公共団体もみられた。 一方、1 都道府県及び 3 町村からは、遺族等が高齢であり、書類添付のために再度出向いてもらうことが難しいなどの場合であっても、町村が住基システムのデータを印刷し、受給者死亡の届出に添付する運用を行えば、遺族等に死亡の事実を証する書類の添付を求めずとも支障は生じないとの意見が聴かれた。
調査結果を踏まえた対応	厚生労働省は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第 18 条の規定により、死亡の事実を公簿等によって確認することができるときは、死亡の事実を証する書類の添付を省略することができることについて周知するとしている。

(注) 本手続については、実態調査では「特別障害者手当(障害児福祉手当)受給者死亡の届出(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)」と表記しているが、本調査では「特別障害者手当(障害児福祉手当)受給者死亡の届出」と表記している。

手続 H：特別児童扶養手当受給者死亡の届出

手続所管府省	厚生労働省
手続の概要	特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について支給されるものであり、本手続は、受給者（障害を有する児童の父母など）が死亡したときに行われるものである。
届出の提出先 及び届出の処理主体	指定都市 【指定都市以外の市区町村の場合】市区町村⇒都道府県 (注) 指定都市以外の市区町村においては、当該市区町村にて受給者死亡の届出を受け付けた上で、都道府県に進達する。
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 35 条及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号）第 12 条の規定により、受給者が死亡したときは、都道府県知事又は指定都市市長に対し、受給者死亡の届出をする必要があるところ、デジガバ実行計画では、同届出を省略可能とする対応を行うなどとされている。
調査結果	デジガバ実行計画を受け、厚生労働省は、「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について」（平成 23 年 4 月 1 日付け障発 0401 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について」（平成 27 年 4 月 1 日付け障発 0401 第 10 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）による、職権に基づいて受給資格が消滅したものと決定する時の手続を定めた「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則」及び「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則」に基づき、受給者死亡の届出を省略できることとした。 指定都市においては、住基システム等により、死亡情報を参照することが可能であり、受給者死亡の届出を省略することができるが、厚生労働省は、当省に対し、「指定都市以外の場合、都道府県が受給者死亡の届出の処理主体となるため、市区町村から都道府県に同届出が進達される。当省にて、各地方公共団体におけるシステムの整備状況等を詳細に把握していないが、都道府県では住基システム等から死亡情報を参照できない場合もあると考えている。死亡情報を参照できず、死亡に伴う事務処理が行われないことで、手当の過誤払いとなる事態が発生するおそれもある。このため、指定都市以外の市区町村において、遺族等からの受給者死亡の届出を省略することは困難である。」との見解を示した。 そこで、厚生労働省が省略できないとする指定都市以外の市区町村を先行して調査することとした。 9 市区町村（注）及び当該町村が所在する 7 都道府県における事務処理等の実態を調査したところ、厚生労働省の見解のとおり、指定都市以外の市区町村の進達先である都道府県において、住基システム等から死亡情報を参照できない場合などがあり、市区町村から受給者死亡の届出の進達がない限り受給者死亡の事実を知る契機がなく、遺族等からの受給者死亡の届出を省略す

	ることは困難な状況であった。 なお、本調査を契機として、デジガバ実行計画を受け、受給者死亡の届出を省略できることについて、厚生労働省が指定都市に対して文書等を発出していないことが明らかになった (注) 指定都市は、調査対象から除外した。
調査結果を踏まえた対応	厚生労働省は、「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について」により受給者死亡の届出を省略できることについて、今後、文書等により周知するとともに、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとしている。 (注) 上記の措置がとられることもあり、本調査では指定都市への調査は行わなかった。
b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第 12 条の規定により、受給者死亡の届出には、死亡の事実を証する書類を添付する必要があるが、同施行規則第 28 条第 5 項の規定により、死亡の事実を公簿等によって確認することができるときは、死亡の事実を証する書類の添付を省略することができる」とされている。
調査結果	7 都道府県及び 9 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、3 都道府県及び 5 市区町村では、死亡の事実を証する書類の添付を求めているなかった。 一方、4 都道府県及び 4 市区町村では、進達元の市区町村において死亡情報を参照することができるにもかかわらず、i) 厚生労働省が毎年策定する「特別児童扶養手当支給事務の手引き」(令和 5 年 4 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)に、「受給資格者の死亡を証する書類」の添付が必要である旨が記載されているため、ii) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第 28 条第 5 項の省略規定を承知しておらず、前例を踏襲していたためなどの理由から、遺族等に同書類の添付を求めている。
調査結果を踏まえた対応	厚生労働省は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、今後、死亡の事実を証する書類の添付を省略できることについて、「特別児童扶養手当支給事務の手引き」を更新し、周知するとしている。

(注) 本手続について、実態調査では「特別児童扶養手当受給者死亡の届出(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)」と表記しているが、本調査では「特別児童扶養手当受給者死亡の届出」と表記している。

手続Ⅰ：被認定者の死亡の届出（公害健康被害補償）

手続所管府省	環境省
手続の概要	公害健康被害補償制度は、著しい大気の汚染が生じその影響により気管支ぜん息等の疾病が多発している地域で、要件を満たすと認定された患者（被認定者）に補償給付が支給されるものであり、本手続は、被認定者が死亡したときに行われるものである。
届出の提出先及び届出の処理主体	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に定める地域を管轄する都道府県又は当該地域の市区町村（注）上記のうち第 1 項に基づく地域は昭和 63 年 3 月に指定解除されたが、指定解除前に認定を受けた被認定者やその遺族等については、引き続き認定の更新や補償給付の支給等が実施されている。
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和 49 年総理府令第 60 号）第 10 条の規定により、被認定者が死亡したときは、当該被認定者について要件を満たすと認定した都道府県知事等に対し、被認定者の死亡の届出する必要があるところ、デジガバ実行計画では、同届出を省略可能とする対応を行うなどとされている。
調査結果	デジガバ実行計画を受け、環境省は、令和 3 年 12 月に同施行規則の改正を行い、同施行規則第 10 条の規定により、地方公共団体情報システム機構が保存している本人確認情報の提供を受けて、死亡情報を参照できる場合には、被認定者の死亡の届出を省略できることとした。 そこで、4 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、3 市区町村では、i）住基システム及び業務システムが情報連携していない、ii）住基システムの端末が別庁舎にあるなど、被認定者の死亡の届出以外に死亡情報を公害健康被害補償担当部局で参照することができないなどの理由から、被認定者の死亡の届出を求めている。 また、残りの 1 市区町村では、これらのシステムが情報連携しており、公害健康被害補償担当部局において死亡情報を参照できるものの、後続する手続を案内するためなどの理由から、被認定者の死亡の届出を求めている。
調査結果を踏まえた対応	環境省は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、被認定者の死亡の届出を担当する都道府県等と毎年度会合等を行っており、これまでも同届出の省略については定期的に周知してきたところ、今後もこれらの機会を活用し、死亡情報を参照できれば同届出を省略できることについて、周知するとしている。
b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	被認定者の死亡の届出に、死亡の事実を証する書類の添付を求める法令上の規定はない。
調査結果	4 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、いずれの市区町村も死亡の事実を証する書類の添付を求めていなかった。
調査結果を踏	（対応事項なし）

まえた対応	
-------	--

(注) 本手続について、実態調査では「被認定者の死亡の届出（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則）」と表記しているが、本調査では「被認定者の死亡の届出（公害健康被害補償）」と表記している。

手続 J：遺族補償費が支給されなくなる場合の届出（公害健康被害補償）

手続所管府省	環境省
手続の概要	遺族補償費は、著しい大気の汚染が生じその影響により気管支ぜん息等の疾病が多発している地域で、要件を満たすと認定された患者（被認定者）が死亡した場合において、遺族に支給されるものであり、本手続は、当該遺族の死亡により遺族補償費が支給されなくなるときに行われるものである。
届出の提出先及び届出の処理主体	公害健康被害の補償等に関する法律第 2 条第 1 項及び第 2 項に定める地域を管轄する都道府県又は当該地域の市区町村 （注）上記のうち第 1 項に基づく地域は昭和 63 年 3 月に指定解除されたが、指定解除前に認定を受けた被認定者やその遺族については、引き続き認定の更新や補償給付の支給等が実施されている。
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第 26 条第 2 項の規定により、遺族補償費を受給することができる者が死亡したときは、その支給に係る都道府県知事等に対し、遺族補償費が支給されなくなる場合の届出（死亡に関する届出）をする必要があるところ、デジガバ実行計画では、同届出を省略可能とする対応を行うなどとされている。
調査結果	デジガバ実行計画を受け、環境省は、被認定者の死亡の届出（公害健康被害補償）と同様、同施行規則の改正を行い、同施行規則第 26 条第 2 項の規定により、地方公共団体情報システム機構が保存している本人確認情報の提供を受けて、死亡情報を参照できる場合には、遺族補償費が支給されなくなる場合の届出（死亡に関する届出）を省略できることとした。 そこで、4 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、3 市区町村では、i）住基システム及び業務システムが情報連携していない、ii）住基システムの端末が別庁舎にあるなど、遺族補償費が支給されなくなる場合の届出（死亡に関する届出）以外に死亡情報を公害健康被害補償担当部局で参照することができないなどの理由から、遺族補償費が支給されなくなる場合の届出（死亡に関する届出）を求めている。 また、残りの 1 市区町村では、これらのシステムが情報連携しており、公害健康被害補償担当部局において死亡情報を参照できるものの、後続する手続を案内するためなどの理由から、遺族補償費が支給されなくなる場合の届出（死亡に関する届出）を求めている。
調査結果を踏まえた対応	環境省は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、遺族補償費が支給されなくなる場合の届出を担当する都道府県等と毎年度会合等を行っており、これまでも同届出の省略については定期的に周知してきたところ、今後もこれらの機会を活用し、死亡情報を参照できれば同届出を省略できることについて、周知するとしている。

b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第26条第2項の規定により、遺族補償費が支給されなくなる場合の届出（死亡に関する届出）には、死亡の事実を証する書類を添付する必要があるとされている。
調査結果	環境省は、同施行規則の改正を行い、地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供を受けるときは、死亡の事実を証する書類の添付を省略することができることとした。 そこで、4市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、いずれの市区町村も死亡の事実を証する書類の添付を求めていなかった。
調査結果を踏まえた対応	(対応事項なし)

(注) 本手続について、実態調査では「遺族補償費が支給されなくなる場合の届出（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則）」と表記しているが、本調査では「遺族補償費が支給されなくなる場合の届出（公害健康被害補償）」と表記している。

手続 K：児童手当受給事由消滅の届出

手続所管府省	こども家庭庁
手続の概要	児童手当は、国内に住所を有する中学校修了までの支給要件児童（以下「児童手当対象児童」という。）（注）を養育している者などに支給されるものであり、本手続は、児童手当対象児童の死亡により受給者（児童手当対象児童を養育している者など）が児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときに行われるものである。 （注）令和 6 年 6 月に児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）が改正され、令和 6 年 10 月支給分から、高校生年代にまで支給要件が延長された。
届出の提出先及び届出の処理主体	市区町村（受給者（児童手当対象児童を養育している者など）が公務員の場合は所属庁）
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）第 7 条の規定により、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したとき（児童手当対象児童が死亡したとき）は、市区町村長に対し、受給事由消滅の届出（児童の死亡に関する届出）をする必要があるとされている。 一方、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 27 年 12 月 18 日付け府子本第 430 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）の別添で定める「児童手当市町村事務処理ガイドライン」第 22 条の規定により、公簿等によって児童手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権処理することができるとされており、受給事由消滅の届出（児童の死亡に関する届出）を省略することができる。
調査結果	6 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、3 市区町村では、住基システム及び業務システムが情報連携しており、死亡情報を児童手当担当部局において参照できるため、受給事由消滅の届出（児童の死亡に関する届出）を省略していた。 一方、残りの 3 市区町村では、これらのシステムが情報連携しており、児童手当担当部局において死亡情報を参照できるものの、i）別居監護（注）の対象者が死亡した場合は受給事由消滅の届出（児童の死亡に関する届出）以外に死亡情報を児童手当担当部局で参照することができないため、ii）後続する手続を案内するためなどの理由から、同届出を求めている。 （注）i）受給者が単身赴任しており、児童手当対象児童と別居する場合、ii）学業の都合などにより、受給者と児童手当対象児童が別居する場合等が該当する。児童手当は通常、児童手当法等に基づき、住所地の市区町村長の認定を受け、受給者に支給されることから、受給事由消滅の届出（児童の死亡に関する届出）は、認定を行った市区町村に対し、提出する必要がある一方で、児童手当対象児童が別居監護により当該市区町村外に転出し、死亡した場合、戸籍法に基づく死亡届は転出先の市区町村に提出されることとなるため、受給事由消滅の届出（児童の死亡に関する届出）と提出先が異なる。
調査結果を踏まえた対応	こども家庭庁は、市区町村において、児童手当対象児童の死亡情報を参照できる場合には、職権により支給事由消滅の処理が可能であることについて

	周知を行い、その際に参考資料として本報告書を市区町村に情報提供をしている。
b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	受給事由消滅の届出（児童の死亡に関する届出）に、死亡の事実を証する書類の添付を求める法令上の規定はない。
調査結果	6 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、いずれの市区町村も死亡の事実を証する書類の添付を求めていなかった。
調査結果を踏まえた対応	（対応事項なし）

（注）本手続について、実態調査では「児童手当受給事由消滅の届出（児童手当法施行規則）」と表記しているが、本調査では「児童手当受給事由消滅の届出」と表記している。

手続 L：児童扶養手当受給資格喪失の届出

手続所管府省	こども家庭庁
手続の概要	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成するひとり親家庭等に支給されるものであり、本手続は、児童の死亡により手当の支給要件に該当しなくなったときに行われるものである。
届出の提出先及び届出の処理主体	【届出の処理主体が市区又は福祉事務所を管理する町村の場合】市区町村 【届出の処理主体が都道府県の場合】福祉事務所を管理しない町村⇒都道府県 (注) 福祉事務所を管理しない町村においては、当該町村にて受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を受け付けた上で、都道府県に進達する。
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	児童扶養手当法第 28 条及び児童扶養手当法施行規則第 11 条の規定により、同法第 4 条に定める手当の支給要件に該当しなくなったとき（児童が死亡したとき）は、住所地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市区町村長に対し、受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）をする必要がある。 一方、厚生労働省（現在は、こども家庭庁が所管）は、「児童扶養手当都道府県事務取扱準則の改正について」及び「児童扶養手当市等事務取扱準則について」でそれぞれ定める「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」、「児童扶養手当市等事務取扱準則」において、職権に基づいて受給資格が消滅したものと決定する時の手続を定めており、この時は受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略することができるとしている。
調査結果	福祉事務所を管理する市区町村においては、住基システム等により、死亡情報を参照することが可能であり、受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略することができるが、こども家庭庁は、当省に対し、「死亡した児童の住所地が福祉事務所を管理しない町村の場合、都道府県が受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）の処理主体となるため、当該町村から都道府県に同届出が進達される。当庁にて、各地方公共団体におけるシステムの整備状況等を詳細に把握していないが、都道府県では住基システム等から死亡情報を参照できない場合もあると考えている。死亡情報を参照できず、死亡に伴う事務処理が行われないことで、手当の過誤払いとなる事態が発生するおそれもある。このため、福祉事務所を管理しない町村において、遺族等からの受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略することは困難である。」との見解を示した。 そこで、本届出については、省略可能な仕組みが地方公共団体の現場で定着しているか把握するため調査に着手したが、こども家庭庁の見解を踏まえ、まずは、同庁が省略できないとする福祉事務所を管理しない町村を先行して調査することとした。福祉事務所を管理しない 9 町村及び当該町村が所在する 7 都道府県における事務処理等の実態を調査したところ、こども家庭庁の見解のとおり、福祉事務所を管理しない町村の進達先である都道府県に

	において、住基システム等から死亡情報を参照できない場合や、住基システムの端末が別庁舎や担当部局以外にあるため、死亡情報の参照に手間が掛かる場合などがあり、町村から受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）の進達がない限り受給資格を喪失したことを知る契機がなく、遺族等からの受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略することは困難な状況であった。
調査結果を踏まえた対応	福祉事務所を管理する市区町村においては、住基システム等により、死亡情報を参照することが可能であり、受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略しても支障は生じない一方で、こども家庭庁は、「児童扶養手当市等事務取扱準則について」により職権で受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略できることがどの程度地方公共団体に認識されているか承知していなかった。このため、同庁は、本調査を契機として、当該職権による場合には受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略することができることについて、今後、「児童扶養手当事務処理マニュアル」を更新し、周知するとともに、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとしている。 （注）上記の措置がとられることもあり、本調査では福祉事務所を管理する市区町村への調査は行わなかった。
b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）に、死亡の事実を証する書類の添付を求める法令上の規定はない。
調査結果	福祉事務所を管理しない9町村及び当該町村が所在する7都道府県における事務処理等の実態を調査したところ、6都道府県及び8町村では、死亡の事実を証する書類の添付を求めていなかった。 一方、1都道府県では、独自に定めた事務の手引において、戸籍謄本等の死亡の事実を証する書類を受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）の添付書類として明記し、当該都道府県内の町村に対し、死亡の事実を証する書類を求めるよう指導していた（注）。 （注）当該都道府県内に所在する1町村においては、都道府県が定めた手引に従い、死亡の事実を証する書類を求めていた。
調査結果を踏まえた対応	こども家庭庁は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、今後、死亡の事実を証する書類の添付を省略できることについて、「児童扶養手当事務処理マニュアル」を更新し、周知するとしている。

（注）本手続について、実態調査では「児童扶養手当受給資格喪失の届出（児童扶養手当法施行規則）」と表記しているが、本調査では「児童扶養手当受給資格喪失の届出」と表記している。

手続 M：特別児童扶養手当受給資格喪失の届出

手続所管府省	厚生労働省
手続の概要	特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について支給されるものであり、本手続は、児童の死亡により手当の支給要件に該当しなくなったときに行われるものである。
届出の提出先及び届出の処理主体	指定都市 【指定都市以外の市区町村の場合】市区町村⇒都道府県 (注) 指定都市以外の市区町村においては、当該市区町村にて受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を受け付けた上で、都道府県に進達する。
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 35 条及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第 11 条の規定により、同法第 3 条に定める支給要件に該当しなくなったとき（児童が死亡したとき）は、都道府県知事又は指定都市市長に対し、受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）をする必要があるとされている。 一方、厚生労働省は、「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について」及び「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について」でそれぞれ定める「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則」、「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則」において、職権に基づいて受給資格が消滅したものと決定する時の手続を定めており、この時は受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略することができるとしている。
調査結果	指定都市においては、住基システム等により、死亡情報を参照することが可能であり、受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略することができるが、厚生労働省は、当省に対し、「指定都市以外の場合、都道府県が本届出の処理主体となるため、市区町村から都道府県に受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）が進達される。当省にて、各地方公共団体におけるシステムの整備状況等を詳細に把握していないが、都道府県では住基システム等から死亡情報を参照できない場合もあると考えている。死亡情報を参照できず、死亡に伴う事務処理が行われないことで、手当の過誤払いとなる事態が発生するおそれもある。このため、指定都市以外の市区町村において、遺族等からの受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略することは困難である。」との見解を示した。 そこで、本届出については、省略可能な仕組みが地方公共団体の現場で定着しているか把握するため調査に着手したが、厚生労働省の見解を踏まえ、まずは、同省が省略できないとする指定都市以外の市区町村を先行して調査することとした。9 市区町村（注）及び当該市区町村が所在する 7 都道府県における事務処理等の実態を調査したところ、厚生労働省の見解のとおり、指定都市以外の市区町村の進達先である都道府県において、住基システム等から死亡情報を参照できない場合などがあり、市区町村から受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）の進達がない限り受給資格を喪失したことを

	知る契機がなく、遺族等からの受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略することは困難な状況であった。 （注）指定都市は、調査対象から除外した。
調査結果を踏まえた対応	指定都市においては、住基システム等により、死亡情報を参照することが可能であり、受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略しても支障は生じない一方で、厚生労働省は、「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について」により受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略できることがどの程度指定都市に認識されているか承知していなかった。このため、同省は、本調査を契機として、今後、受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）を省略できることについて周知するとともに、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとしている。 （注）上記の措置がとられることもあり、本調査では指定都市への調査は行わなかった。
b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）に、死亡の事実を証する書類の添付を求める法令上の規定はない。
調査結果	9 市区町村及び当該市区町村が所在する 7 都道府県における事務処理等の実態を調査したところ、4 都道府県及び 6 市区町村では、死亡の事実を証する書類の添付を求めていなかった。 一方、3 都道府県では、独自に定めた事務の手引において、戸籍謄本等の死亡の事実を証する書類を受給資格喪失の届出（児童の死亡に関する届出）の添付書類として明記し、当該都道府県内の市区町村に対し、死亡の事実を証する書類を求めるよう指導していた（注）。 （注）当該都道府県内に所在する 3 市区町村においては、都道府県が定めた手引に従い、死亡の事実を証する書類を求めていた。
調査結果を踏まえた対応	厚生労働省は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、今後、死亡の事実を証する書類の添付を省略できることについて、「特別児童扶養手当支給事務の手引き」を更新し、周知するとしている。

（注）本手続について、実態調査では「特別児童扶養手当受給資格喪失の届出（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）」と表記しているが、本調査では「特別児童扶養手当受給資格喪失の届出」と表記している。

手続 N：資格喪失の届出（国民健康保険）

手続所管府省	厚生労働省
手続の概要	国民健康保険は、他の医療保険制度（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していない全ての者を被保険者とする医療保険であり、本手続は、被保険者の資格を喪失したときに行われるものである。
届出の提出先 及び届出の処理主体	市区町村
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 1 項の規定により、被保険者が資格を喪失したとき（死亡したとき）は、市区町村に対し、資格喪失の届出（死亡に関する届出）をする必要があるとされている。 一方、厚生労働省は、市区町村において、被保険者が死亡したことを確認したときは、運用により資格喪失の届出（死亡に関する届出）を省略できるとしている。
調査結果	6 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、3 市区町村では、住基システム及び業務システムが情報連携しており、死亡情報を国民健康保険担当部局において参照できるため、資格喪失の届出（死亡に関する届出）を省略していた。 一方、残りの 3 市区町村では、これらのシステムが情報連携しており、国民健康保険担当部局において死亡情報を参照できるものの、i）国民健康保険法第 116 条の 2 に基づく住所地特例の対象者が死亡した場合は、資格喪失の届出（死亡に関する届出）以外に死亡情報を国民健康保険担当部局で参照することができないため、ii）後続する手続を案内するためなどの理由から、同届出を求めている。 また、資格喪失の届出（死亡に関する届出）を求めるいずれの市区町村も、同届出を省略できることを把握していなかった。
調査結果を踏 まえた対応	厚生労働省は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、今後、死亡情報を参照できれば資格喪失の届出（死亡に関する届出）を省略できることについて、文書により改めて周知するとしている。
b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	資格喪失の届出（死亡に関する届出）に、死亡の事実を証する書類の添付を求める法令上の規定はない。
調査結果	6 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、いずれの市区町村も死亡の事実を証する書類の添付を求めていなかった。
調査結果を踏 まえた対応	（対応事項なし）

（注）本手続について、実態調査では「資格喪失の届出（全喪・転出・適用除外に該当）（国民健康保険法施行規則）」と表記しているが、本調査では「資格喪失の届出（国民健康保険）」と表記している。

手続0：資格喪失の届出（後期高齢者医療）

手続所管府省	厚生労働省
手続の概要	後期高齢者医療は、75 歳以上（一定の障害がある場合は 65 歳以上）を被保険者とする医療保険であり、本手続は、被保険者の資格を喪失したときに行われるものである。
届出の提出先及び届出の処理主体	市区町村⇒後期高齢者医療広域連合（注） （注）後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県ごとに全ての市区町村が加入している組合である。
a 死亡に関する届出	
制度等の概要	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 26 条の規定により、被保険者が資格を喪失したとき（死亡したとき）は、後期高齢者医療広域連合に対し、市区町村を経由して資格喪失の届出（死亡に関する届出）をする必要があるとされている。 一方、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 28 条の規定により、公簿等によって死亡情報を確認することができるときは、資格喪失の届出（死亡に関する届出）を省略することができるとしている。
調査結果	2 後期高齢者医療広域連合及び 4 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、2 後期高齢者医療広域連合及び 2 市区町村では、住基システム及び業務システムが情報連携しており、死亡情報を後期高齢者医療担当部局において参照できるため、資格喪失の届出（死亡に関する届出）を省略していた。 一方、残りの 2 市区町村では、これらのシステムが情報連携しており、後期高齢者医療担当部局において死亡情報を参照できるものの、後続する手続を案内するためなどの理由から、資格喪失の届出（死亡に関する届出）を求めていた。しかし、同届出を省略していた 2 市区町村では、後続する手続の内容について「おくやみハンドブック」で周知していることもあり、その活用により、案内はできることから、資格喪失の届出（死亡に関する届出）の省略を行っていた。
調査結果を踏まえた対応	厚生労働省は、遺族等の負担軽減を図るための参考となるよう、地方公共団体に本報告書を提供するとともに、今後、死亡情報を参照できれば資格喪失の届出（死亡に関する届出）を省略できることについて、周知するとしている。
b 死亡の事実を証する書類	
制度等の概要	資格喪失の届出（死亡に関する届出）に、死亡の事実を証する書類の添付を求める法令上の規定はない。
調査結果	2 後期高齢者医療広域連合及び 4 市区町村における事務処理等の実態を調査したところ、いずれも死亡の事実を証する書類の添付を求めていなかった。

調査結果を踏 まえた対応	(対応事項なし)
-----------------	----------

(注) 本手続について、実態調査では「資格喪失の届出（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則）」と表記しているが、本調査では「資格喪失の届出（後期高齢者医療）」と表記している。